# 「座談会:福岡県下在住朝鮮人の動向に就て」にみる朝鮮人観

## 木村健二

#### はじめに

- 1. 朝鮮人労働者の移動・稼働
- 2. 生活·教育問題等
- 3. 思想政治動向及び時局認識

おわりに

#### はじめに

ここで取り上げる資料「福岡県下在住朝鮮人の動向に就て」(福岡地方裁判所・同検事局)は、司法省調査部が1938年11月から43年7月まで、全部で41号刊行した『世態調査資料』の第26号(全59頁、1939年9月刊)にあたるもので<sup>1)</sup>、1939年3月に、県内の朝鮮人に関わる仕事に従事し、「豊富な知識と経験をもつ」人達を福岡地方裁判所に集め(その際の人選は後藤特高課長が行った。水田検事正談1頁、以下頁数は同書による)、そこで出された意見を収録したものである<sup>2)</sup>。

出席者は以下の通りであり、特高警察、県社会課、県社会事業協会、協和会館、雇用企業、農会・古物商組合、小学校関係者で構成され、進行役は検事局検事正の水田正之が担当した。

# 出席者

福岡県特高課長: 後藤吉五郎 同 警部: 河野小次郎 同 警部補: 西依 喜造 八幡警察署特高係巡査部長: 田島 廿 福岡県社会課: 能谷 治生 県社会事業協会主事: 進藤政太郎 木戸 重光 八幡協和会館長: 麻生商店労務係長: 大森林太郎 八幡製鉄所構內運搬請負業共済組合:山内 鹿郎 若松仲仕小頭組合長: 玉井金五郎 遠賀郡農会主事: 向坊 熊壽 吉積 末吉 糸島郡古物商組合長: 西小倉小学校: 清川 守雄 貝島鉱業所大ノ浦出張所: 羽田野重徳 岩代 実政 産業セメント鉄道株式会社:

福岡地方裁判所: 所長·部長·判事 29 名

また検討項目は以下の8項目で、在住朝鮮人の移動・稼働状況、同化に関連する生活習慣や教育言語問題、そして政治思想動向が中心であったことがうかがえる。けっきょく、1939年6月に中央協和会を発足させ、協和会体制のもとで同化政策を推進していこうとする直前の段階で、そうした政策への転換と実際の現場の状況とのすりあわせを行おうとしたものと考えられる。

- 第一 移動 (不正渡来を含む) 分布状況並内地渡航に対する取締方針
- 第二 稼働状況、職業別、失業者の有無、賃銀収入等
- 第三 生活、資産状況、住居、服装、習慣、貯蓄の問題等
- 第四 教育宗教の状況、鮮童の内鮮共学、内地語習得及内地同化の問題等
- 第五 思想傾向、社会運動の状況
- 第六 時局認識並時局協力 (献金、出征遺家族救援、防諜等) の状況及志願兵制度に対す る動向等
- 第七 政治運動の概況
- 第八 内鮮融和事業の現況及之が指導方針

以下、上記の第一から第八の項目を、1. 朝鮮人労働者の移動・稼働状況、2. 生活・教育問題等、3. 思想政治動向及び時局認識に分類し、それぞれの部署における朝鮮人観と対応策がいかなるものであったか、そしてそれが全体的施策とその後の方針にどのようにつながっていくのかについて検討していこう。

なお、このころの福岡県における朝鮮人は、1938年末では60,105人(全国第5位)、37年末の50,565人に対して1万人近く増加しており、県内上位地域は八幡に8,936人、飯塚に8,528人、直方に5,884人、門司に5,652人いたという。その職業は炭坑夫7,800人、仲仕3,570人、土工夫3,100人、農業労働者2,800人といった「下級労働」に従事するものたちであり、失業者は5、60名に過ぎなかったという(後藤発言2、14頁、河野発言5~6頁)。そこでの賃金は、1ヶ月全部働いた場合、坑夫は最高月収130円、日収5円、最低月収80円、日収2円50銭、仲仕は最高月収120円、日収4円、最低月収60円、日収2円、自由労働者は最高月収100円、日収3円50銭、最低月収45円、日収1円50銭で、内地人に比して幾分安い処はあるかもしれないが、大体同様であったとある(後藤発言14頁)3)。

#### 1. 朝鮮人労働者の移動・稼働

冒頭に朝鮮人労働者の移動・稼働問題を取り上げているのは、日中戦争の長期化にともなう労務動員政策実施直前の段階で、いかにその移動を減らし稼働率を高めるかが喫緊の課題となっていたことがあげられよう<sup>4)</sup>。

まず朝鮮人労働者の移動に関しては、後藤吉五朗福岡県特高課長が口火を切る形で、内地人労働者の払底の結果、朝鮮人労働者が増加してきているという上記のような福岡県在住朝鮮人の一般的動向を述べたのに続いて、「大体朝鮮人は本質的に移動性を持って居り、一定の所に永く居住し一定の職業に従事することは少ない(2頁)」と断言する50。そして、

わずかな賃金の差によって九州から北海道まで移動したり、働きよいか悪いかとか、危険性が高いかどうかで移動するとする。朝鮮人の内地人化という協和運動を進めて行くうえで、この移動性の多いということが非常な障害になっているので、この移動性を少なくし、定着性を持たせることが最も根本でなければならないとする。また、内地渡航は原則認めていないが、朝鮮人自身の幸福のため(既存朝鮮人の職を奪ったり、新規朝鮮人が就職口がないのに渡航して路頭に迷ったりすることを防ぐ意味で)、朝鮮内(とくに「北鮮地方」)での労働力不足のためそうしているにもかかわらず、密航などの手段によりやってくるという( $3\sim4\,\mathrm{\Xi}$ ) $^6$ 。

具体的現場の事例としては、麻生商店労務係の大森林太郎によれば、独身者が3割5分にのぼり、これが非常に移動性をもっているとする。1 ケ月未満に30%くらい、2 ケ月で $60 \sim 70$ %、総じて嘉穂郡の3 千人のうち4割が移動性をもつという。そして、素質の良いものを入れ悪いものを送還するというような姑息的一時的な方法ではなく、国家施設として充分な内鮮融和ということを取りはからって然るべきだとする  $(8\, {\rm E})^7$ 。

農業方面においても、1938 年に116名を迎えた遠賀郡農会の向坊主事によれば、「鮮人の移動性の多いと云うことは特高課長の御話の通り」であるとし、とくに事変以降、農業労働力不足が深刻であり、総督府からの派遣もやっているが、半数くらいは帰るとかあるいは他の方へ行くという状態であるという( $10\sim11$  頁) $^{8}$ )。

これに対して貝島鉱業所大ノ浦出張所の羽田野重徳は、山(鞍手郡笠松村大字四郎丸)の7割は土着の朝鮮人(299戸、1千人以上)で、1923、4年ころから露天採掘に使っていて「鮮人村」ができており、最初の内地人指導者に非常に優良な人を得たので成績があがり漸次内地化したため、傍には移動しないという状態になっているとする(12頁)<sup>9)</sup>。

次に稼働という面については、後藤特高課長は、一般的に「内地人に比較して勤労奉仕という観念が欠けて居りまして、作業能率が非常に悪い」とし、その原因として、朝鮮における昔の長い圧制政治の結果、朝鮮人が少しでも金を貯めると取り上げられるので、一日働いて三日食えるだけの収入があると後の二日は遊んで暮らすという風習によるものであるとする。それで軍需景気のため賃金が上がった結果、かえって稼働状況が悪くなり、一番悪い例は門司・若松等の沖仲仕であるという。その解決策として、県の社会課が主となり協和事業を進めており、「之を中心として勤労奉仕の精神を養成する、そして稼働率を上げると云う風に、協和事業を進めて行く事が必要」と述べる(13~14頁)10)。

具体的事例としては、製鉄所関係に約5千人の朝鮮人を擁する八幡製鉄所の構内請負運搬業共済組合(2,600人の朝鮮人)の山内鹿郎は、「総括しては大体において怠惰である」とし、棒方と呼ばれる荷揚げ人足が最高で日給5円だが、その日に10円とると残りは遊んで食い、「その事が鮮人仲間に伝わって悪い風習ができる」という。また良く働く人で月24、5日だが、悪い人になると4、5日だけという状態で、平均すると1ケ月14、5日~20日で、月収は30乃至40円で、これを改善するには相当統制ある処置が必要だとする。なお労力面では、棒方をするときは200斤位のものを担ぎ、1尺あまりの「歩み板」の上を走って行くので内地人は及ばず、仕事の差はあるが、賃金の差は内鮮人間には大体においてないという(15~18頁) $^{11}$ )。

産業セメント鉄道株式会社の岩代実政によれば、朝鮮人労働者を350人ばかり採石や原石の運搬といった「原始的労働」に使っており、智能的労働は不適当の様であるとする。そして採石・運搬は強い力を要する屋外労働で、酷暑・酷寒・雨にも堪えなければならないが、朝鮮人労働者は体力も強いし、重いものの運搬も内地人は及ばないという。その場合、工程払い即ち稼働高払いとなっているので非常によく働き、出勤率も高く、男は最高5円20銭、最低1円60銭、平均2円60銭位で女はこの6割になり、とくに夫婦共稼ぎを歓迎しているという。稼働の熱意については、内地に来て間もない或は農村に居たものとか一つの事業経営内において工程払いをやっていたものは非常に良いとし、これに対して自由的労働や都会から転入して来たものは勤労思想に欠けるとする。移動性のある労働者が口は立ち種々理屈を言って非常に悪い事を教えているという(21~23頁)12)。

けっきょく、多くのところで朝鮮人労働者は移動性が激しく、稼働率も悪いと位置づけ、 それがあたかも朝鮮人の本質的なものであるかのごとく決めつけ、しかし内地人に比して 力も強く悪条件でもよく耐えるので、計画的雇用政策の下で指導者がしっかりと内地同化 を進めていけば、良好な結果が得られるとするのである。

### 2. 生活・教育問題等

ここでは同化に関して、衣食住その他の生活習慣の問題を取り上げており、福岡県社会事業協会主事の進藤政太郎が口火を切っている<sup>13)</sup>。彼によれば、「生活」水準は極めて低級で、「資産」はいうべきほどのものはなく、「住居」は至って粗末であって、都市では密住し田舎では分散的に住んでいるという。「服装」は男子は内地人と同様の洋服であるが、女子は概して朝鮮そのままの服装が多く、その理由は女子の座り方があぐらをかいたようなもの(立膝)であり、日本の婦人服が改正されない限り朝鮮人には不適当だとする<sup>14)</sup>。「習慣」に関しては、履物の脱ぎ方ひとつとっても向き方に相違があるように、内地人の生活と朝鮮人の生活には習慣的に非常な相違があるとし、しかし「内地に来た以上は、内地の習慣を習うと云うことでなければ本当の内地人との一心同体の生活は出来ないからと云って極力進めて居る」が、長い間の習慣であるのでこれを打破するのはなかなか困難であるとしている。最後に「貯蓄」に関しては、勤労に対する正しい認識、正しい心構えがないため、大した貯蓄心はないという(23~25頁)。永い間の習慣を打破するのはなかなか難しいが、内地の習慣を習うことがぜひとも必要だと言うのである。

その一方、「貯蓄」の事例として、進藤はこれは特例だとしつつも、古物商をして何十万という金を持って朝鮮に帰ったものもあったとする(26 頁) $^{15}$ )。八幡協和館長の木戸重光は、協和館在住者 6 家族のうち、職工を 16、7 年やったものが貯蓄をし郷里に土地を 300 町歩買い入れたこと、人参エキスの仕事で 5 万円貯めたものがいたことなどをあげる(26 頁) $^{16}$ )。内地の習慣を取り入れたらもっと貯金が増えるということであろうか。

住宅問題としては、特高課警部の河野小次郎によれば、大部分は借家であって、それも「鮮人と云えば頭から問題にせず、如何に徳望のある人でも鮮人と云う丈で一言の下にはねつけられる」ということで、内地の人に頼んで家を借りるという。さらに小さい家に家主に断りなく三家族も四家族も入り、品物が無くなるとか衛生状態が悪くなるとかで近所近辺

にも迷惑をかけるとする(27 頁)。一つ家にどしどし集まるのはどういう訳かという水田 検事正の問いに、進藤は「他郷に出て来て居るからで人間の自然性でしょう」とし、麻生 商店の大森は、雑居する、同居するのは自然の習慣であるとしているのに対して、河野特 高警部は「借りる家がないからだ」と答え、木戸は内地人の生活の中に入って暮らすのを 嫌うからだとしている(28 頁)<sup>17)</sup>。河野の見解は卓越しているのであって、何が原因で何 が結果であるのかを正確に把握するのではなく、要するに偏見に満ちた位置づけであり、 同化政策の推進のためそちらへ誘導しようという意図を認めることができよう。

雇用現場での住居問題について、彼らの気性に適するよう実行しているようなことはないかという水田検事正の問いに対し、麻生商店の大森は、住宅改善をやる計画で、独身者は合宿であるが、家族持ちは従来の長屋から二室の社宅にする予定だという。オンドルに関しては内地は必要がほとんどなく、また土間にすると梅雨時や夏は非常に困るとする(29~30頁)。後藤は「県の方針としては、朝鮮人独特の趣向に合う様なやり方はやらせないと云う様な方針で行き度い」といい(30頁)、さらに進藤は「オンドル生活と云う様なものが、朝鮮人をして今日の様に堕落せしめた一つの大きい原因ではないか」とする(30頁)。オンドルに対しては朝鮮駐箚第八師団の調査でも、風土の要求に適した妙装置であると称賛されているにもかかわらず<sup>18)</sup>、このような評価が出されているのは、何としても朝鮮人の高い文化というものを認めたくないという表れであるといえる。

朝鮮人を内地に同化ないしは追随させる方法の一つとして、食物の問題などについて考慮する必要がありはしないか、彼らの希望する様な食物(たとえば大蒜)を選択して早く同化せしめてはどうかという水田検事正の問いに対しては、後藤は彼等に大蒜をやめさせることは無理だろうが、彼等が大蒜を食うために嫌われるとすれば、内地人がそれに慣れないのであれば仕方がない、県の方針としてはやはりそういうこともやめさせて内地人同様にやらせたいとしている(31 頁)。これに対して吉積末吉古物商組合長は、大蒜は朝鮮人にとって一種の薬のようなものだとし(31 頁)、麻生商店の大森は粗食で栗だけということもあり、それに赤い胡椒と味噌を刺激物として食し、大蒜を栄養物や味付けとして補っているとする(31 頁)。そういう一定の理解を示す発言をはさみつつも、けっきょく八幡製鉄所共済組合の山内の、1,300 人の職夫アパートに少し朝鮮人を入れており、内地人同様のものを食べさせているが、体力など何ら低下していないので、県のような方針で指導すれば食物の問題も自然改良されるのではないか、という意見で締めようとする(32頁)190。

教育問題については、清川守雄小倉西小学校長によれば、朝鮮の人達は一般に向学心があり、子供は男子も女子も殆ど就学させており、言語の不備があるにもかかわらず成績は悪くないが、中等学校に上げる者は少ないという( $33 \sim 34$  頁)。麻生商店の大森によれば、同店の労働者は、普通学校卒が6.8%、全く行っていない者が85.9%でいかに労働者が無教育かがわかるとし、児童の就学率は矯風会の調べでは、60%が就学しているが40%はしておらず、その原因は親の移動が多いのと年齢が超過しているためだとする $(34頁)^{20}$ 。また、市内の16の小学校のうち7校に平均50人ずつ朝鮮人が就学しているが、大体純で明るく、鷹揚でせせこましいところがなく、子供同士のあいだには大人に見るような因襲的な差別感が少しもないとする(36頁)。貝島の羽田野によれば、私立小学校があるの

で児童の就学率は非常によいという( $34 \sim 35$  頁)。河野特高警部によると、無学文盲が80%弱、小学校卒業程度が20%弱、中等学校程度は0.8%、高専以上は殆ど数字には出ないという(38 頁)。「内鮮人の共学」はほとんど実行されているとし(参加者一同)、内地の子供と一緒にやって何ら手足纏いになることはなく、内地の子供と差別する傾向はないとする(進藤、36 頁)。八幡協和館長の木戸は、内地語は子供の内からやっている者は非常に覚えやすいが、大きい者は相当困難という(38 頁)。清川は、二千万同胞がどう動くかということには子供の教育が大なる問題であるとし、卒業するまで朝鮮人であることを誰にも知らせず卒業させたというような例も持ち出し、同化教育を推進しているとする(37 頁) $^{21}$ )。

宗教関係は、麻生商店と産業セメント鉄道の朝鮮人労働者はほとんど無宗教であるといい、八幡製鉄所では大体大部分儒教をやっており、キリスト教も何人かいるが、内地の宗教を信仰している者はいないという( $35\sim36$  頁)。産業セメント鉄道では、昨年 10 月頃より神棚を作り天照皇大神のお守りを安置し必ず朝夕奉拝するよう啓蒙したので、神というものに対する認識ができてきたという(36 頁) $^{22}$ 。

名前に関しては、後藤特高課長によれば、現在は朝鮮人を同化したいというに拘わらず、内地人と朝鮮人と名前によって一見して分かる様な状態にしておかないといろいろ不便があるというのが国策のようであるとし、河野特高警部は姓名の名のみは内地名でよくなったが、姓を内地らしくすること及び本籍を内地に移すことは絶対できないとし、何某コト何某と両方の名前を書くことが必要とする  $(37 \sim 38\ \mbox{g})^{23}$ 。「内鮮一体」の矛盾を暴露するものといえるが、「創氏改名」以降も「朝鮮生れ」などの表現が継続していったことはよく知られたところである。

内鮮人結婚については、進藤社協主事によれば、朝鮮人の文化の程度という様なものを引き上げていくことが先決問題とし、木戸協和館長は内地の女子と朝鮮の男子とはよく結婚するといい、吉積古物商組合長は内地人を家内にもつのを誇りにしているものもあるという。麻生商店の大森はしかし現在では内地人を妻に持ちたくともできないとし、産業セメントの岩代は自分のところに内鮮人結婚は5、6名あり、「そういう鮮人は自分では内地に同化したといった気持ち」を持ち、「何となく自分から鮮人に近づくことを嫌う」傾向があるが、我々の方から督励して朝鮮人の嫁になることを奨めるという程度にはなっていないという( $39\sim40$  頁)<sup>24)</sup>。

その他の朝鮮人の特性として、岩代は「疑い深い或は理解がない」とし、「久しい間お互いを見た上で相手の気持ちを確かめる」ようであるとし、木戸は朝鮮人の子供に「内地がよいか朝鮮がよいか」と尋ねたら、「朝鮮がいい卒業したら朝鮮に帰る」と答えたので、次世代には内地に同化できると思っていたが危ぶまねばならぬ、従来ひそかに抱いていた危惧の念を一層強くしたとする。また同じ朝鮮人同士でありながら、「何かお前、朝鮮人が!」と、「朝鮮人」ということを一つの侮蔑言語として使っているという(41~42頁)。後藤によれば、一番嫌がるのは「鮮人」、次が「朝鮮人」で、「半島同胞」はそれほどでもなく、記事に出す場合、朝鮮と露骨に書かず、咸鏡北道などと書けばよいといい、羽田野は「朝鮮の人」とか「半島の人」というように、「の」を入れればよいとする。岩代は初

めのうち打ち解けないのは内地人が蔑視観念をもっているからとする  $(42 \sim 43 \, \mathrm{\overline{(42}})^{25})$ 。

長い間の習慣を直ちに変更するのは難しいとしつつ、かつまったく同一化することにも 懸念を示しつつも、最初から蔑視観念をもったり、差別的呼称を露骨に使うことを避けな がら、その服装、貯蓄心や住宅・住居、食物などにおいて、「内地に来た以上は、内地の 習慣を習うと云うことでなければ本当の内地人との一心同体の生活は出来ない」として、 朝鮮の習慣を改造することを求める<sup>26)</sup>。そして子供の同化教育や神棚設置・奉拝を徹底し て行っていこうとするのである。

### 3. 思想政治動向及び時局認識

この間の朝鮮人の思想動向や政治運動、そして時局認識については、まず後藤特高課長によれば、朝鮮人は労働者が多いので、頭脳の程度が低く思想運動や社会運動はほとんどないとし、きわめて例外的に民族運動に引っかかったものがおり、また労働運動は、一昨年は 3 件、昨年は 7 件で 30 名程度にとどまったとする。河野特高課警部も、最近は思想運動はほとんどなくなったとする(43 頁)。木戸協和館長は、民族運動等はほとんど眼中にないといえるが、真底からそういう考えかどうかは疑問であるとし、田島特高巡査部長は民族的意識を抱いている者は知識階級にはいくらかあり、時折「朝鮮祖国」というような気持ちが片鱗にうかがはれることがあるが、表面化した言動はほとんどないとする(44~45 頁) $^{27}$ 。日本国家への包摂につき一定の成果をあげているとしつつも、真底からそう考えているかについては疑問視している様子がうかがえよう $^{28}$ )。

政治運動に関しては、西依喜造特高警部補は、1932年の朴春琴の代議士当選が大きな刺激になり、合法的な形で選挙権を利用して朝鮮人の生活を向上させようというものが非常に多くなったとする。そして、1933年4月の町村会議員選挙には16名の立候補者を出し、3名が当選したという。1934年の門司、若松の市会議員選挙の際には東京から朴春琴が応援演説に来て若松で当選者を出したという。そのときの運動状況は、民族的気持ちを多分に含んだ文書あるいは演説によって同志の結束を図って当選しようとしたと分析する(49~50頁)<sup>29)</sup>。羽田野は、鞍手郡笠松村の村会議員の場合は、朝鮮人集団部落より1名は出ておった方がよかろうということで、自分が薦めて出させて当選したもので、ことさらに反対意見を出すということではなく、村のいろいろなこと、たとえば出征軍人遺家族慰問などを一手に引き受けてやっているという(51頁)。議員への進出は、下からの生活向上などの要望を実現する側面と、上からの指示を伝える側面の両面をあわせもつ性格であったといえるが<sup>30)</sup>、そうした朝鮮人の複雑な状況を認識するすべはまったく持ち合わせていなかったのである。

時局認識や行動については、河野は事変を契機として、国防献金などが非常に起り、思想も相当好転したが、本当に日本の有難さを知っているかどうかは疑問で、利己主義・事大主義から日本についているだけだとし( $43\sim44$  頁) $^{31}$ 、後藤も、献金も多く、志願兵にも福岡県から 16 名応募し 1 名採用となったが、事大主義的傾向を多分に持っており日本意識に目覚めているかどうかは相当疑問であるとする( $45\sim46$  頁) $^{32}$ 。古物商組合長の吉積も、献金もしているが、遺家族に対し家業の加勢に出かける者はおらず、時局認識も未

だ十分ではないという(47 頁)。これに対し貝島礦業所の羽田野は、献金とか出征遺家族慰問は内地人に比して非常に多く、それはもっぱら徴兵制度が朝鮮人には施かれておらず、御国にご奉公できないという考えからであるが、志願兵に志願するものはこれまでいないという。そしてそうした行動を引き出すのは幹部の指導如何によるという(46~47頁)<sup>33)</sup>。産業セメントの岩代は全部の者が国防献金をしたが、それは指導者が献金を呼びかけ、それにみんなが賛成して行ったのであるといい、羽田野も指導者の指導如何によって一般朝鮮人が団体的に動いているとする(48~49頁)。やはり疑心暗鬼的側面を表出しており、それを解決するのが指導者の存在であるとする。

以上のような現状報告をふまえ、県社会事業協会主事の進藤は、朝鮮人に対する今後の 方針を提示する。その際、まずこれまでの「融和事業」のやり方について解説している。 それによると、これまでは融和事業という程のものではなく、ただ警察の側において警察 の取締を通じて朝鮮人を指導していく、善導していくというものであり、いわば「朝鮮の 人、それから内地の人、それがどちらからも歩み寄って、朝鮮の人でもなければ内地の人 でもないというような結果になってしまうというような嫌いがあった」、「懐柔政策といっ たようなやり方」だったという(52~53頁)。

こうした懐柔政策ではいけない、もう少し力強い政策を加えていくことが必要で、恩威 並び行われるようなやり方でなくてはならぬとして、1937年度以降(実際は1936年度の 予算化措置による各府県における協和会の設置であろう)、「融和」ということから「同 化」ということに進み、協和事業に積極的に乗り出していくようになった。それは、歩み 寄りではなく朝鮮の人達を立派な日本人に為すというものである。そして県の社会事業協 会が協和事業を担任し、いろいろなことを計画し実施していったとする。たとえば、年に 1回中堅人物つまり朝鮮人指導者として有力な人物を4、50人集め泊り込みの講習会を行 うとか、年に4ケ所ずつ男女各4、50人の二学級からなる夜間学校を1ケ月間開いたりす る。また、融和会あるいは懇談会といった朝鮮人親睦団体を解消し、本当に朝鮮人の保護 教化指導という方面に適する組織に改組する計画を立て、特高課の積極的なお膳立てを得 つつ、改組が半分ばかり進んだという。それは、一警察署に一団体とし、名称は署名を付 して「福岡矯風会」や「箱崎矯風会」とし、福岡全部の朝鮮人をもって会員とし、役員は 従来は殆ど朝鮮出身者であったものを、警察署長を会長とし、市町村長あるいはこれに準 じる人を顧問とし、幹事には社会課長、署の高等主任をあて、その下に内地人・朝鮮人の うち適当な人を指導員として実際生活を指導していく役割を持たせ、さらにその下にそれ らの指導を助けるすべて朝鮮人からなる補導員を置き、会費は従来は朝鮮人から徴収して いたのを、今回は一切徴収せず、県なり市町村から支出するほか、篤志家からの寄附金に 依存するというように変更したという。

さらにそこでの指導のあり方は、矯風会の指導員を訓練し、中堅婦人の養成を行い、これを漸次全体に及ぼして精神の作興を行い、ついで生活改善に関する事項、犯罪防止に関する事項など項目別に具体的方法を定めるとした(53~54頁)<sup>34</sup>。ほとんど1939年後半以降の、中央協和会のもとでの全国的協和会体制の内容を体現するものであったといえる。

#### おわりに

以上の座談会での発言から、福岡県における在日朝鮮人に関わる仕事についていた人びとの朝鮮人観をまとめると以下のようになるだろう。

すなわち、朝鮮人労働者は、多くの職種で移動性が激しく、稼働率も悪いと位置づけ、 それがあたかも朝鮮人の本質的なものであるかのごとく決めつける。しかし内地人に比し て力も強く悪条件でもよく耐えるので、計画的雇用政策の下で指導者がしっかりと内地同 化を進めていけば、良好な結果が得られるとする。

衣食住などの生活や習慣に関しては、長い間培われてきたものを直ちに変更するのは難しいとしつつ、かつまったく同一化することにも懸念を示しつつも、最初から蔑視観念をもったり、差別的呼称を露骨に使うことを避けながら、その服装、貯蓄心や住宅・住居、食物などにおいて、「内地に来た以上は、内地の習慣を習うと云うことでなければ本当の内地人との一心同体の生活は出来ない」として、朝鮮の習慣を改造することを求める。そして子供の同化教育や神棚設置・奉拝を徹底して行っていこうとする。

思想・政治運動や時局認識については、ほとんど見るべき運動は消滅し、日本への包摂につき一定の成果をあげているとしつつ、真底からそうであるかというと疑わしいとし、 それを解決するのが指導者の指導如何であるとする。

以上のような座談会を経ることによって、在日朝鮮人の現状をステレオタイプに描き、それを改造し、時局に対応できるようにするため、内地同化をいっそう徹底させていこうとしたことをうかがうことができる。それは、既存の大阪府などでの「先進」事例を踏襲したものであったり、あるいは来るべき中央協和会体制の先取り的なものであったということもできよう。それを誘導していったのが特高警察であり、県の社会事業協会であり、さらには企業の労務係や諸団体の長、そしてそれに包摂される朝鮮人指導層であったのである。

- 1) 第一号の「とびら」には、「産業にしても取引の実際にしても夫々の地方に適した各種各様のものが自然に生れて来る。それ等の事情に通ずることは裁判検察の実務を執る上に於て極めて必要なこと」であろうし、また最近、二、三の裁判所において興味ある座談会が開かれ、その要領の筆記がまとまったということでこのような冊子を刊行することになったと記されている。第四十一号のみは司法省秘書課刊となっており、全体として産業経済関係が主で、朝鮮関係は本号のみである。
- 2)本資料については、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻(三一書房、1975年)に収録され、金光烈『足で見た筑豊 朝鮮人炭鉱労働者の記録』(明石書店、2004年)や、趙景達『植民地期朝鮮の知識人と民衆』(有志舎、2008年)で断片的に引用されているが、全体的な考察はなされていない。
- 3)福岡県における在日朝鮮人の動向については、坂本悠一「福岡県における朝鮮人移民社会の成立」(『青丘学術論集』第13集、1998年)を参照のこと。朝鮮人労働者の賃金格差の存在については、その深層面での格差については、西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』(東京大学出版会、1997年)を参照のこと。

- 4) 労務動員による朝鮮人労働者の渡航については、1939年11月の新聞記事であいついで報道されている(拙稿「1939年の在日朝鮮人―関門日日新聞にみる下関地域の動向―」下関市立大学附属地域共創センター『地域共創センター年報』Vol. 7、2014年8月)。
- 5)後藤は「朝鮮人は本質的に移動性を持っている」としているが、朝鮮の労働市場が開けたのはつい数十年前であり、開港直後の時期についてみた日本側資料でもそのような記述は見当たらない(拙稿「開港から併合直後における朝鮮人労働者」高秉雲編著『朝鮮史の諸相』雄山閣出版、1999年参照)。この問題がことさらに取りざたされるようになるのは、1930年代に入ってからではないだろうか(宣在彦「植民地期朝鮮における雇用制度―労働政策・労務管理と朝鮮人労働者―」『日本植民地研究』第10号、1998年)。なお、働きよく危険性が少ない職場に移動しようとするのは、当然の行動といえよう。
- 6) この時期の渡航抑制政策については、福井譲「渡航阻止制度から地元諭止制度へ一 一九二〇年代後半の渡航管理政策」(『在日朝鮮人史研究』No.45、2015年)を参照。「密航」 については、前掲拙稿「1939年の在日朝鮮人-関門日日新聞にみる下関地域の動向一」 を参照のこと。とくに日中全面戦争以降、取締りが厳しくなったといえるが、それは 総力戦体制への移行にともない、労働力の計画的配置政策の一環に朝鮮人労働力も位 置付けようとしたことによっていたと考えられる。この間の摘発数の増加はそのこと をよく示していよう(1934年2,297人、1938年4,357人、1939年7,400人、樋口雄一『協 和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』社会評論社、1986年、246頁より。原典は内務 省『社会運動の状況』各年)。
- 7) 密航に対する厳しい取締りの一方で、一般の朝鮮人や妻子の渡航については、寛大であった(3頁)。それは、以上に示す移動の減少や稼働率の向上には、家族形態の方が効果的と考えられたからであろう。
- 8) ここでの事例は遠賀郡のものであり、工業地よりも賃金が安いためそちらに流れる傾向があること、住居は分散型であるため内地化しやすい点を指摘している。日本の農村で農業に従事する朝鮮人については、古くより山口県での調査事例について、川野重任「山口県下に於ける鮮農の定着過程」(『農業経済研究』第16巻第1号、1940年3月)があり、また近年では、安岡健一『他者たちの農業史 在日朝鮮人・疎開者・開拓農民・海外移民』(京都大学学術出版会、2014年)で、在日朝鮮人農業従事者の戦時・戦後についてふれている。
- 9) 移動が少ない背景に内地化があったとするのは、内地人指導者に人を得たからだとする。内地人指導者俵口和一郎は徹底的に内地化を進め、それによって朝鮮人側も感謝し、その結果彼が去る際に、「頌徳碑」(1929年)が建てられたという(1935年には会社に対する「謝恩碑」も改めて建てられている)。俵口は福岡県鞍手郡笠松村大字四郎丸の満之浦炭砿(のち大之浦礦業所飯倉七坑で露天掘りであった)の坑長であり、夜学校などを設置して朝鮮人に日本語を教え、「融和善導」に努めたという。この点に対して金光烈は、発起人筆頭が大納屋頭で請負師の洪徳允で、世話人の筆頭が同

じく大納屋頭で請負師の河基鎬であり、洪は笠松村会議員も務め、そのころ同村で暮らしていた崔順徳からの聞き取りをもとに、これらの親方連中で決めたことは文句を言ったり反対したりできるものではなかったという(『「内鮮融和」美談の真実 戦時期筑豊・貝島炭礦朝鮮人強制労働の実態』(緑蔭書房、2013年、71、72、74頁)。

- 10) これについても、「圧制政治の結果」という併合以来の常套句を用いて、政治の悪さと国民の退嬰を強調し、それを協和事業を通じた「勤労奉仕」精神の注入によって改善するとする。この点に関して趙景達は、日本の調査による『韓国土地農産調査報告』(慶尚道・全羅道、1906年頃)を引用して、「勤倹をもって貯蓄に心がける者が無視し得ないほど存在していた」とし、植民地初期において朝鮮人の貯蓄心は世界的に見て決して見劣りするものではなかったとしている(趙景達前掲『植民地期朝鮮の知識人と民衆』62頁)。また朝鮮人の稼働率の上昇については、市原博「戦時期日本企業の朝鮮人管理の実態」(『土地制度史学』第157号、1997年10月)を参照のこと。
- 11) 八幡製鉄所の労働者、とりわけ職夫層については、長島修『官営八幡製鐵所論 国家 資本の経営史 – 』(日本経済評論社、2012年)があり、職夫の存在形態、功程賃金制 や救済組合についてもふれているが、朝鮮人労働者については言及がない。
- 12) 産業セメント鉄道株式会社については、『麻生百年史』(1975年)を参照のこと。なお同社における朝鮮人労働者の状況については、金光烈『足で見た筑豊 朝鮮人炭鉱労働の記録』(明石書店、2004年)を参照のこと。
- 13) 福岡県社会事業協会は朝鮮人対象の融和事業を展開する部署として活動し、中堅青年を対象に、小倉など県内4箇所で夜間学校を開校している(33頁)。山口県では同社会事業協会が1928年に下関に昭和館を設置し、朝鮮人の収容と日本語教育、職業あっせん、教化などを行った(拙稿「戦前期山口県における朝鮮人の定住化と下関昭和館」『史學研究』第256号、2007年6月)。
- 14) 朝鮮婦人たちの和服着用拒否の実態については、樋口雄一「戦時下在日朝鮮人の『非 同調』行動」(『在日朝鮮人史研究』第6号、1980年) を参照のこと。
- 15) 朝鮮人古物商については、拙稿「在日朝鮮人古物商の成立と展開」李洙任編著『在日 コリアンの経済活動』(不二出版、2012年)を参照。福岡県の古物商は、『昭和拾四 年度版 日本実業商工名鑑 廃品版』によれば、北九州5市、筑豊2市、そして行橋 町で81業者、そのうち朝鮮人は飯塚市の9業者をはじめ総数11業者にのぼった。
- 16) 八幡協和館は従来の「丸山学園」を改組して立ち上げたもので、保育事業、職業指導、そして家族の収容・保護などを行った(55頁)。「丸山学園」については、樋口雄一前掲書『協和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』によれば、幸田タマが1922年に始めた「鮮人夜学校」を母体とし、1925年に八幡市内丸山町に移転して名称を丸山学院とし、1937年度から福岡県社会事業協会の所管となり、名称も八幡協和館となったという(同書、213~215頁)。木戸重光「八幡協和館の第一年」(『共栄』1938年8月)によれば、軌道に乗っているといえるのは保育事業くらいのものだという。また小倉には、朝鮮人福利機関として十数年の歴史をもつ「同和会」という組織があり、市会議員などが世話をしているという(33頁)。

- 17)戦前期在日朝鮮人の住宅事情については、樋口雄一「在日朝鮮人に対する住宅差別」(『在日朝鮮人史研究』第2号、1978年6月)を参照のこと。そこでは、内務省の『社会運動の状況』1932年版によりながら、朝鮮人への貸家嫌忌の理由として、イ.不衛生ニシテ多数雑居シ家ヲ破損スルコト甚ダシキコト、ロ.家賃ヲ滞納シ立退ニ応ゼズ紛議ヲ醸成シテ立退料ヲ要求スルモノ多キコト、ハ.多数雑居ノ関係上喧噪ニ亙リ附近ニ迷惑ヲ及ボシ、隣接居住者ヨリ家主ニ苦情ヲ申込マルル等ガ主ナルモノの三点をあげている(同書、71頁)。そしてこれらは、東京・横浜・京都・大阪・神戸・広島などで出された朝鮮人生活実態調査報告にも共通してあげられているという。樋口によれば、1939年の大阪市の事例では、住宅付帯設備の悪さ、保証人・敷金・権利金の条件の悪さ、家賃の割高さなどによってますます朝鮮人の住宅事情は悪化したこと、家賃不払いの比率は必ずしも朝鮮人が高いとはいえないこと、家主が一方的に偏見に満ちた態度を示すことなどをあげ、日本人家主は朝鮮人の住宅問題を社会的課題として考えることができる視野をもつものはいなかったとする。
- 18) オンドルについては、朝鮮駐劄の第八師団軍医 22 名が調査し、朝鮮総督府嘱託の村上唯吉が校閲して刊行した『朝鮮の衣食住』(京城図書出版部、1916 年) によれば、「温突烟熱を導いて温を與ふるものなるが故に、室温に激変を来たさず、又放暖面廣く、且つ煤烟の室内に浸入する虞れなく、之が為めに室内空気の汚染するが如き事なきを以て、採暖法としては最も適当である。ただに之のみならず、其の費用極めて廉なるを以て赤貧者と雖も比較的容易に之を備へ得べく、其の燃料は枯草、柴、本葉の類にて足り、且つ採暖と同時に炊□の用に供する事を得るの便がある、又火災を惹起する事稀れなる等幾多の利益が少くない」として、風土の要求に適応した妙装置であると称賛している(98 頁)。
- 19) 佐々木道雄(『キムチの文化史』福村出版、2009年)は、戦前期の段階でキムチをはじめ朝鮮料理が日本において広く受け入れられていたことを実証している。
- 20) ここでの「矯風会」は飯塚署管内でやっているものを指し、朝鮮人のみを会員とし、ほかに県内の警察署ごとに、「福岡矯風会」、「箱崎矯風会」などが作られ、時局対応の活動を行った(54頁)。在日朝鮮人全体の学歴については、1935年以降、内務省警保局の調査がある(『社会運動の状況』1935年、38年、40年版)。しかしそこでは、成人労働者と児童で区分した数値は示されていない。
- 21)「半島児童教育所感(下関向山校昭和十三年)」(小沢有作編『近代民衆の記録 10 在日朝鮮人』新人物往来社、1978年)によれば、「半島児童学習状態」として、学用品整備状況、学用品取扱、学習の実際、成績が検討されており、全体的にどうであるかあいまいであるが、本座談会での状況と異なり、「学用品整備状況は概ね整備している」が1番目に掲げられているものの、学用品取扱は「一般に粗略乱暴」が、学習の実際は「無気力・不熱心・勉学心乏し・積極的気風を欠く」が、成績は「概して不良・各級共3分の1~4分の1以下の席次が一般状態」がそれぞれ1番目に掲げられており、これを改善するには、「彼等幼童の胸底に我は日本人なり、日本の子供であるという、いはば日本魂への芽生の移植で発芽であり播種」が必要とするのである。

- 22) 朝鮮における神社参拝については、1930年代半ばころより強要されていたという(駒込武「朝鮮における神社参拝問題と日米関係」杉原達ほか編『帝国の戦争経験』岩波書店、2006年、を参照)。
- 23) 名前については、1922年の朝鮮総督府法務局長の通牒により、朝鮮人が日本人同様の名前にする届出は受けつけなかったが、実際は創氏改名以前に通名を使用するものがかなりの数に達していた(1935年の京都の調査では45.1%が通名を持つ)という。それはいうまでもなく、労働現場や取引の場において、待遇や対応が異なっていたからにほかならない(外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房、2004年、174、176、193頁)。なお1937年末以降、出生児に内地人同様の「名」を付すことができるようになり、いわゆる創氏改名は1940年2月以降実施された。
- 24)「内鮮結婚」については、1921年6月に朝鮮総督府令第99号で「内鮮人通婚法案」が成立する。1930年代の京阪神における調査においては、1~2%程度で、一般的ではなかったというが(外村同上書、170頁)、1938年以降は増加していくという(尹健次「在日朝鮮人の日本人妻」『在日朝鮮人史研究』No.44、2014年)。
- 25) 朝鮮人の呼称については、内海愛子・梶村秀樹・鈴木啓介編『朝鮮人差別とことば』(明石書店、1986年)と、それを批判した池内敏の研究(「鮮人考」名古屋歴史科学研究会『歴史の理論と教育』109号、2001年9月)がある。「鮮人」・「朝鮮人」・「半島人」がどのように差別用語として使われたかという実体面での分析が、官側・メディア・一般人レベルで必要であろう。
- 26) 日本人側への注意喚起として、「本冊子は内地人の朝鮮の人に対する好ましからざる 諸点のみを掲げ其反省を求むるのが目的」というはしがきのもと、朝鮮軍憲兵隊司令 部『朝鮮同胞に対する内地人反省資録』(1933年)などの冊子がこの時期刊行されて いる。
- 27) この時期の社会・思想運動、民族運動、労働運動については、金廣烈が、全国的な動向にも目配りしながら、1930年代半ばの名古屋における合同労組の活動は、在住朝鮮人団体を糾合しつつ展開したこと、民族差別反対運動、親日団体の融和主義批判、賃金引下げ反対争議、夜学の開設や文化啓蒙運動などを行っていたことを実証している。この団体は1936年12月の愛知県特高による総検挙によって停止を余儀なくされる(金廣烈「1930年代名古屋地域における朝鮮人労働運動」『在日朝鮮人史研究』第23号、1993年9月)。
- 28) それは、朝鮮軍で行った治安状況に対する分析(「朝鮮人のしたたかな民族性に対する不信」)などからもうかがうことができる(宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』 未来社、1985年、54~55頁)。
- 29) 朴春琴については、松田利彦「朴春琴論―その選挙運動と議会活動を中心として―」 (『在日朝鮮人史研究』第18号、1988年10月)がある。そこでは、朝鮮関係者(元 総督府関係者や在朝日本人)や都市中・下層民の浮動票に依存していたこと、排外・ 侵略主義的主張が有権者を引きつけたことなどが指摘されている。
- 30) 在日朝鮮人の選挙運動については、岡本真希子「植民地時期における在日朝鮮人の選

挙運動―1930年代後半まで―」(『在日朝鮮人史研究』第24号、1994年9月)を参照。そこでは、朝鮮人の選挙運動を、朝鮮人としての生活を守るための一つの手段としてあり得たのではないかと位置づけ、1929年から43年まで、全国の地方議会で362人が立候補し、93人が当選したという(福岡県では、1934年から42年までに25人が立候補し、11人が当選している)。

- 31) 時局認識をふまえた山口県での諸活動については、拙稿「在日朝鮮人協和会体制の末端機構—山口県の事例を中心に—」(下関市立大学附属地域共創センター『地域共創センター年報』No. 8、2015年8月)を参照のこと。
- 32) 朝鮮の事大主義については、趙景達によれば、朝鮮開港後併合に至る過程で、儒教的 民本主義による「自強」志向(甲申政変)や、朝鮮中立化構想(兪吉濬)、大韓帝国 国制などによって乗り越えられていったという(趙景達『近代朝鮮と日本』岩波新書、 2012年)。
- 33) 朝鮮人の志願兵適用は、1937年の陸軍特別志願兵令によるもので、1938年から43年まで1万6830人が入営した(塚崎昌之「朝鮮人徴兵制度の実態―武器を与えられなかった「兵士」たち―」『在日朝鮮人史研究』No.34、2004年)。1939年7月には最初の戦死者が出たことが報道されている(「半島志願兵最初の戦死者」『関門日日新聞』1939年7月9日付)。
- 34) 1930 年代半ばの在日朝鮮人政策における「内鮮融和」から「皇民化」への転換過程を朝鮮人保護救済問題で検討した研究として、許光茂「戦前日本における朝鮮人対策の転換と朝鮮人保護救済の形骸化一協和事業における朝鮮人保護救済問題を中心に一」(『在日朝鮮人史研究』No.30、2000年)があり、また大阪の教育問題を素材として追跡した研究として、塚崎昌之「一九三〇年代以降の在阪朝鮮人教育一内鮮「融和」教育から「皇民化」教育へ一」(『在日朝鮮人史研究』No.44、2014年)がある。塚崎はそこで、「融和」団体(大阪府内鮮協和会)が社会事業者を中心に、職業紹介や夜学校、共同住宅建設を通じて朝鮮人「救済」に一定の役割を果たしたとし、それが1938年の簡易学校の廃止と『協和読本』の発刊を契機に、朝鮮人としての民族教育の否定と皇民化教育が徹底化していくとする。

本稿は、韓国青巌大学校在日コリアン研究所における共同研究の成果である。